

徳島県告示第二百三十六号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）を合計百羽以上又はだちょうを十羽以上飼養する農場における鶏等の所有者

三 報告すべき事項

1 毎月初め及び鶏等の入雛又は出荷のあった日の鶏等の飼養羽数並びに当該月の一月間の鶏等の死亡羽数（毎月週ごとに別記様式に記載）

2 1の期間における高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

四 報告書の提出先

鶏等を飼養する農場の所在地を管轄する徳島県家畜保健衛生所

五 報告書の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵便又は持参により、別記様式により報告すること（電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び郵便又は持参による場合の提出場所は、別紙のとおりとし、電話による報告は不可とする。）。

六 報告書の提出期限

報告に係る月の翌月の五日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）の正午まで（郵便による場合は、提出期限までに必着とする。）。

七 その他必要な事項

1 第一回目の報告は、令和五年五月第三週から第五週まで（同月十五日（月曜日）から同月三十一日（水曜日）まで）の間に係る三に掲げる事項について、同年六月五日（月曜日）正午までに行うこと。

2 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

別記様式

〇〇家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月分

〇〇農場

		内 容	備 考
第1週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第2週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第3週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第4週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第5週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第6週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり なし (いずれかに○)	

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての異常、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は、一月間の死亡羽数を取りまとめ、必ず翌月の5日までに農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は、備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は、月の初めの時点での羽数を記載すること。なお、月の途中で入雛^{すう}があった時は、入雛時の羽数を記入すること。

報告者氏名 _____
 報告者連絡先 電話 _____
 ファクシミリ _____
 電子メール _____
 農場所在地 _____

※ なお、この報告書とは関係なく、死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は、直ちに農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所に御連絡ください。

別紙

報告の提出先

各家畜保健衛生所電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び提出場所

家畜保健衛生所名	電子メールアドレス	ファクシミリ	提出場所
徳島家畜保健衛生所	tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.jp	088-631-8938	〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94
徳島家畜保健衛生所 阿南支所	tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.jp	0884-22-2225	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎	seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp	0883-24-1397	〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3
西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎	seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp	0883-82-4843	〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1